解散公告（第一回）

当法人は、令和八年七月九日福岡地方裁判所小倉支部の解散命令の確定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申出下さい。尚、右期間内にお申出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月四日

北九州市小倉北区片野新町二―一二―二一
朝日センタービル二〇一　小倉東総合法律事務所

宗教法人眞言宗醍醐派修験不動院教会
清算人　弁護士　白石　覚

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年九月十日開催の理事会の決議並びに北海道知事の認可により、令和八年三月一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年八月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月四日

北海道札幌市白石区南郷通十二丁目北一番二五号　医療法人社団南郷医院
清算人　柳　荘一郎

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年一月四日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年八月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月四日

富山県下新川郡朝日町桜町三〇九〇番地　宗教法人善久寺
清算人　長等　兼昭

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年五月十四日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年八月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月四日

福井県鯖江市寺中町一九号八番地　宗教法人西向寺
清算人　大江　宏玄

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年七月八日、大阪地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年九月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月四日

大阪府吹田市千里山西六丁目一二番一八号　尊眞教本部
清算人　松本　京子
連絡先　大阪市中央区北浜四丁目一番一号　淀屋橋ゲートタワー九階　弁護士法人淀屋橋法律事務所

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年七月八日、大阪地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年九月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月四日

大阪市生野区猪飼野中七丁目一番地　普現寺
清算人　松本　京子
連絡先　大阪市中央区北浜四丁目一番一号　淀屋橋ゲートタワー九階　弁護士法人淀屋橋法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県仙台市若林区土樋七三番地一、最後の住所仙台市若林区遠見塚東一〇番一号　被相続人　亡　引地　弘喜

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月四日

仙台市青葉区片平一丁目一番一一号　カタヒラビル五階　菊地・小園法律事務所
相続財産清算人　弁護士　小園　彰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県佐伯市大字石間浦四七三番地、最後の住所仙台市宮城野区原町二丁目一番七三―三〇一号　被相続人　亡　西田　豊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月四日

仙台市青葉区大町二丁目六番一四号　日新本社ビル五階　弁護士法人A．I．ステップ
相続財産清算人　弁護士　千葉俊太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県仙台市青葉区堤町一丁目二〇三番地、最後の住所仙台市青葉区堤町一丁目八番五七号　被相続人　亡　宍戸　昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月四日

仙台市青葉区一番町一丁目一七番二〇号　グランドメゾン片平四階　氏家和男法律事務所
相続財産清算人　弁護士　北爪　賀章

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県刈田郡蔵王町大字矢附字谷地八五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　山家　一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月四日

仙台市青葉区国分町一丁目八番一三号仙台協立ビル三階　相続財産清算人　石井　澄香

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県秋田市港北新町一九番地一五八、最後の住所秋田県秋田市新屋鳥木町四番二号有料老人ホームあらや　被相続人　亡　**柳**田　忠広

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月四日

秋田県秋田市山王六丁目八番四六号　田口司法事務所
相続財産清算人　司法書士　佐々木大輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県山形市宮町四丁目二二番、最後の住所山形県山形市宮町四丁目二二番一九号　被相続人　亡　小林　清視

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月四日

山形県山形市旅篭町一丁目一四番二九号　細谷法律事務所
相続財産清算人　弁護士　細谷　伸夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県郡山市湖南町浜路字稲宝五七八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　**吉**田　清久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月四日

福島県郡山市麓山一丁目四番三号　相続財産清算人　弁護士　齊藤　好明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県鉾田市舟木五六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　小口よう子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月四日

茨城県水戸市南町三丁目四番五七号水戸セントラルビル二階　足立勇人法律事務所
相続財産清算人　弁護士　白石　裕